

会 議 録

会議の名称	豊中市都市景観・屋外広告物審議会（第1回）		
開催日時	令和5年(2023年)11月10日(金)午前10時00分～午後12時15分		
開催場所	WEB会議	公開の可否	可
事務局	都市計画推進部 都市計画課	傍聴者数	0 人
公開しなかった理由			
出席者	委員	加藤(晃)会長、岡委員、加我委員、佐野委員、林委員、 石川委員、大路委員、加藤(精)委員、材寄委員 石那田委員、元永委員、 馬場委員	
	事務局	上野山都市計画推進部長、山本都市計画課長、津川主幹、静木課長補佐 篤本主事、辻主事、松浦係員	
	その他		
議題	(1)豊中市都市景観形成マスタープランの見直しについて		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

事務局

～開会あいさつ～

事務局

～委員変更に伴う、委員の紹介

会長

～会議録署名委員の指名～

事務局

それでは、本日の議題であります、豊中市都市景観形成マスタープランの見直しについて、ご説明させていただきます。

まずはじめに、改定に向けた見直しのスケジュールについてご説明させていただきます。

審議会への意見聴取については、豊中市都市景観条例により、都市景観形成マスタープランを変更しようとするときは、あらかじめ豊中市都市景観・屋外広告物審議会の意見を聴くこととなっております。意見聴取の方法としては、都市景観形成推進地区指定に伴う景観計画の変更の際と同様の諮問・答申により行います。

画面の赤枠が審議会を示しており、計2回開催予定ですが、諮問答申は第2回で実施します。

画面の左端が本日の第1回審議会で、本日は、2月に予定している第2回審議会での諮問答申に向けて、事前にこれまでの10年間の取り組みの報告を含む、素案の内容をご説明し、ご意見や質問をお伺いすることを目的としておりますので、よろしく申し上げます。

本日の審議会の後、11月末に素案を確定し、12月4日から25日まで意見公募条例に基づくパブリックコメントを実施する予定です。

その後、来年1月末に案を確定した後に、審議会へ諮問を行い、2月8日に開催予定の第2回審議会において妥当である旨の答申をいただきましたら、2月末に計画を改定、公表を行う予定としています。

次に、ここからは、まず、平成26年度に策定した現行計画の概要、構成を示します。

豊中市都市景観形成マスタープランは、「豊中市都市景観条例」を根拠とした「基本計画」と、「景観法」を根拠とした「景観計画」を統合するとともに、様々な法令等を総合的に活用しながら、市民・事業者との協働の取り組みにより、良好な都市景観形成を進めるための計画で、景観に係わる施策を総合的、体系的に取りまとめ、平成26年度より運用しています。

豊中市都市景観形成マスタープランは、「計画編」と「推進編」の2冊で構成されています。

「計画編」については、都市景観形成の総合的な方向性、及び法的な規制基準を示しています。

「推進編」については、都市景観形成に関して、計画編で示した基本計画を進めるための推進方策や、推進プログラム等を示しています。

まず、計画編の概要をご説明いたします。景観形成の基本目標を

- ・心地よく活気のある都市空間の創出
- ・心に響く文化空間の創造
- ・都市の顔づくり・地域の顔づくり

とし、基本方針として「まもる つくる そだてる いかす」を掲げています。

これを受けて景観形成に向けた基本的な考え方について

- ・自主的・自発的に取り組む
- ・相互協力のもと取り組む
- ・状況、関連施策、地域特性に応じた総合的な都市景観の形成の3つを掲げています。

つづいて、現行の推進編の概要を示します。

推進編では、計画編で掲げた3つの基本的な考え方を受け

- ・市民・事業者の意識づけ
- ・人材の育成
- ・地域で推進

の3つの推進施策の方向を示しています。

推進施策の方向をうけて、推進施策として

- (1) 景観まちづくりの共有
- (2) 景観スタイリストの支援
- (3) 重点的な地区の景観形成の推進

及び

普遍的な取り組み

の4つの具体的な施策を示しています。

つづきまして、マスタープランを見直すにあたり、まず、都市景観形成マスタープランを策定した平成26年度から令和5年度までの10年間の総括します。

推進施策の1つ目 <景観まちづくりの共有> について10年間の取り組みでは「好感の持てる景観資源の収集」として都市デザイン賞、まちなみ市民賞や、とよなか百景のリニューアルなどを実施しました。

「好感の持てる景観資源の発信」としては都市デザイン賞・まちなみ市民賞の表彰式典や受賞作品パネル展などを実施しました。

「景観資源の共有」としてはまち歩きの実施「まちあるきマップ」「能勢街道すごろく」の発行・配布などを実施しました。

これらの取り組みの評価としては

一つ目に、達成目標に設定した取り組みは全て実施し、市の景観資源についてイベントなどを通じて、多くの市民・事業者等に発信すること

ができました、

二つ目として、共有に向けた市発信の取り組みは一定達成できたといえますが、共有の先の広がりが見えない状況になっている、ということが挙げられます。

これらを受け、今後は、自主的・自発的に取り組む都市景観形成を進めるためには、市発信の共有で終わらず、そこから市民等の景観まちづくりへの意識向上につなげる取り組みが必要であることが、課題であると考えています。

つづいて、推進施策の2つ目 <景観スタイリストの支援> について10年間の取り組みでは「好感を楽しむ景観スタイリストの育成」としてNPOとの協働事業によるまちあるきコースの作成、子ども向けプログラムの検討、景観学習教材の作成などを実施しました。

「共感の輪を広げる景観スタイリストの育成」としては景観セミナーの開催、小学生を対象とした景観学習などを実施しました。

「景観スタイリストの活動支援」としては中高生対象の「景観スポットまちあるき」、「発見！とよなか景観スケッチブック」の発行などを実施しました。

これらの取り組みの評価としては一つ目に、達成目標に設定した取り組みは全て実施し、小学生から中高生の若い世代に景観への意識・関心を喚起するとともに、市の景観資源について、理解を深めたものとなりました。

二つ目に、イベント後においても景観への意識・関心が持続しているが見えない状況になっている、ということが挙げられます。

これらを受け、今後は、

- ・景観スタイリストの育成には、イベント参加で一時的に意識・関心を持つだけで終わらず、意識・関心が持続する取り組みが必要であること。

- ・各取り組みの効果を把握する仕組みが必要であること。

が、課題であると考えています。

次に、推進施策の3つ目 <重点的な地区の景観形成の推進> について10年間の取り組みでは「市民や事業者等が発意する取り組み」と「市が先導する取り組み」があり、まずは「市民や事業者等が発意する取り組み」では「意識の育成」として、景観まちづくりに取り組む団体への出前講座などを実施しました。

「地域の景観まちづくりの支援」としては、取り組みの立ち上げ期や取り組みの具体化に向けた活動への助成、相談業務派遣などを実施しました。

「景観形成に関するルールの担保」としては、都市景観形成推進地区を5地区、指定しました。

続いて「市が先導する取り組み」では

「市からの働きかけ」として、地権者等に対して景観形成ルール策定について働きかけを実施しました。

「計画の検討と協議・調整」としては、景観形成ルールの原案を作成し、地権者等と協議・調整を実施しました。

「景観形成に関するルールの担保」としては、都市景観形成推進地区を2地区、指定しました。

これらの取り組みの評価としては、達成目標に設定した取り組みを全て実施し、目標に掲げた3地区指定を大きく上回り、7地区において都市景観形成推進地区の指定を行い、重点的な地区は既存の地区と合わせ合計9地区となりました。

これらを受け、今後は、

- ・景観まちづくりルールを検討する地区に対しては、引き続き支援を行う必要があること。

- ・都市景観形成推進地区の指定から時間が経過し、ルールが有効に機能しているか効果や課題の把握に努める必要があること。

が、課題であると考えています。

最後に、推進施策の4つ目 <普遍的取り組み> について、10年間の取り組みでは

「PR・啓発」として、広報誌、ホームページでの情報提供、出前講座や景観セミナー等の継続などを実施しました。

「事業・計画」としては、景観形成に向けた建築物等の規制誘導、法制度を活用した景観資源保全などを実施しました。

「推進体制」としては、関連部署、国・府・近隣自治体、専門家団体、市民活動団体と連携体制を継続してきました。

これらの取り組みの評価としては

一つ目に、継続的なPR・啓発、建築物等の規制誘導などを着実に実施し、景観の質的向上を推進することができました。

二つ目に、市内外の関連部署や関係団体と連携し、効果的な景観施策を展開・実施することができました。

これらを受け、今後も、

- ・PR・啓発や規制誘導などを引き続き着実に実施していく必要があること。

- ・景観まちづくりを総合的に取り組むためには、引き続き関連部署や団体との連携が重要であることを課題であると考えています。

以上の10年間の総括をふまえ、都市景観形成マスタープランの計画編、推進編の見直しの方針をお示します。

まず、計画編については、基本的・普遍的事項を中心とした計画であり、景観形成の長期的視点に立った計画として運用するものとしており

ますが、この10年間の景観形成の推進に影響が考えられる社会環境や国の方針、市の取り組みと、景観まちづくりの状況を勘案する必要があると考え、確認を行いました。まず国の方向性ですが令和5年3月更新の『景観計画・まちづくりの質向上アイデア集』において、地域の特徴ある景観や地域を物語る景色や風景を守り、創り、育む景観まちづくりは今後ますます重要との考えが示されております。また、市の状況としては先にご報告した10年間の取り組みの結果から、景観行政や身近な景観の意識が根付いてきていると考えております。

そのため、計画編については、基本方針など都市景観形成の総合的な方向性に係る事項は国の方向性にも沿っており、今後も一層進めていくことが重要であるため、継続とし、関連施策との整合など時点修正のみを行うこととしております。

一方、推進編については、計画編で示された目標に向けて、推進方策や推進プログラム等を定めているもので、その目標年次を10年としており、課題や状況に応じ柔軟に見直しを行う必要があると考えております。

よって、今後も一層の推進に取り組むことを基本とし、現行計画の課題をふまえ、次期計画を「第2期推進編」としてとりまとめ、社会環境の変化への柔軟な対応を見据え、さらなる都市景観形成の推進に向けた具体的なプログラムや達成目標などを設定することしました。

また、この10年間の社会状況の変化として大きな事項である、SDGSの達成に関する視点をもって取り組みを進めることとしております。

それでは、ここからは、都市景観形成マスタープランの見直しの方針をふまえ、推進編の改定内容をお示します。

まず、これまで掲げてきた3つの推進の方向は継続とし、この10年間に取り組んできた重点施策の課題を踏まえ、各重点施策の見直しを行いました。

まず、推進の方向の1つ目 <市民・事業者等の意識を景観に向ける>については、重点施策を「景観まちづくりへの意識向上」とします。

推進の方向の2つ目 <景観形成に取り組む人材を育成する>については、重点施策を「景観スタイリストの活躍推進」とします。

推進の方向の3つ目 <地域の景観まちづくりを推進する>については、重点施策を「重点的な地区の景観形成の推進」とします。

次に、推進施策の内容をご説明します。

まず、『景観まちづくりへの意識の向上』についてご説明します。

- ・景観スポットの収集
- ・収集した景観スポットの発信
- ・意識を向上する表彰制度
- ・受賞作品の収集・発信

の事業を改善しながら定期的に繰り返し実施し、市民の皆さんに、現在の豊中市の魅力を知ってもらうことから、培われ、守られてきた景観がある一方で、変化している景観があることに気づいてもらい、うつろう景観に意識を向けてもらったり、景観を「まもる・つくる・そだてる・いかす」意識の醸成や、景観まちづくりへの意欲の維持・発展につなげたいと考えています。

次に『景観スタイリストの活躍推進』についてご説明します。

これまで、小学生、中学生、一般の方のそれぞれ個別にアプローチしていた取り組みを、豊中市の景観を知る、好感をもつ景観プログラム“ホップ”。豊中市の景観をなかまと楽しむ、景観の変化に気づく景観プログラム“ステップ”。豊中市のうつろう景観を考える、豊中市の景観に対する好感を共感に変える景観プログラム“ジャンプ”として、ステップアッププログラムにリニューアルします。

このリニューアルは、景観に関する意識の芽生えや気づきといった導入部から、考えることから行動につながる発展部へと、プログラムを体験したみなさんの好奇心や、問題意識を発展させるコンセプトを取り入れることで、景観に対する意識の持続や、景観まちづくりに取り組む人の増加につなげたいと考えております。

また、各プログラムの参加者に対しては、アンケート調査を実施し、プログラムによる景観に対する理解度や、参加したことによる意識変化の気づきなどをモニターし、実施しているプログラムの効果の検証を行いながら、各プログラムを繰り返し改善実施していくように見直しを行っております。

今後は、プログラムを繰り返し改善する中で、プログラムでの取り組み内容を、推進施策1つ目 <景観まちづくりへの意識向上>で実施する事業とリンクさせるなど、取り組みの横断化も意識的に検討しながら進めていきたいと考えております。

次に『重点的な地区の景観形成の推進』についてご説明します。

これまで取り組んできた、新たな重点的な地区の指定を継続し、加えて、これまでにルール作りに取り組み、これまで培われてきたまちなみを守るために、住民のみなさんが結んだ景観形成協定や、さらに1歩進んで、そのルールを法的基準として指定した、都市景観形成推進地区に対して、聞き取りなどを実施し、ルール運用等の課題把握を行い、その課題に対する必要な支援に取り組めます。

また、この支援の取り組みを繰り返し実施することで、新たな重点的な地区の指定や、既存ルールの維持、思いの継承につなげたいと考えております。

以上3つの推進施策の進捗状況及び、実施効果を図る指標として、まず、アウトプット指標として、重点的な取り組みの進捗状況を端的に把

握する指標を設定します。

景観まちづくりの意識向上については、景観イベントの参加人数について、現状105人に対して、実施年あたり130人を目標値とします。

ここで、目標値を実施年あたりとしているのは、イベント効果を図るために年度をまたぐ事業を実施することもあるため、年度ごとの集計であることを意味しています。

また、イベント等によりみんなが見つけた景観スポット数について、令和3年度に実施したまちなみ市民賞の応募数189件を参考に、実施年あたり200件を目標値とします。

こちらは、事前説明時にお手元にお配りした資料では数字が入っていませんでしたが、内部で精査を行い、こちらの目標値で進めていきたいと考えているものでございます。

つづいて、景観スタイリストの活躍推進については、ステップアッププログラムの修了者数について、令和15年度の目標値を延べ500人としております。

最後に重点的な地区の景観形成の推進については、まず、既存の景観形成協定、都市景観形成推進地区における意向調査の実施地区数について、令和15年度の目標値を延べ9地区とします。

くわえて、引き続き取り組む重点的な地区の指定について、令和15年度の目標値を延べ10地区とします。

つづきまして、アウトカム指標、市民目線から景観に関する意識の醸成度合や景観スタイリストの活動への関心度等を把握する指標として、豊中市市民意識調査の、豊中市の景観や風景・まちなみなどに愛着や、誇りを感じる割合を現状74.5%に対して、令和15年度の目標値を80%とします。

また、今後取り組む景観に関する催しにおける参加者の意識調査については、これまで、正確な数値把握をおこなっていなかったところを反省し、まず、景観スポットの関心度について、「景観スポットに関心がありますか」という質問に対し、「関心がある、どちらかといえば関心がある」と回答する割合が80%、景観まちづくりに関する関心度について、「催しをとおして、あなたのまちの景観を良くするために、できることをやってみようと思いましたが」という質問に対して、「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答する割合が、同じく80%を令和15年度の目標値とします。

次に、評価のしくみとしましては、第1期推進編を踏襲しておりますが、市が事業を実施していくなかで、その進捗と、効果を毎年度検証しながら進め、本審議会において、本計画期間中の4年目の令和9年度に1年目から3年目の3年間の評価をしていただき、また、7年目の令和12年度には4年目から6年目の3年間の評価をして頂きたいと考えております。

また、この7年目の評価の際には、3年後に迎える計画期間の終了を見据え、社会状況を整理し、目標の更新や計画の見直しの方向性について、ご意見を賜りたいと考えております。

そして、10年目の令和15年度には、本審議会で計画の達成度合いの評価をいただき、令和12年度の審議会の結果を踏まえた改定を行いたいと考えております。

最後に、推進編の第3章では、市民向け情報として、とよなかの景観まちづくりの進め方をご紹介しており、

1『好感』を見つけよう

2『好感』を『共感』へ

3『共感』を楽しもう

4『共感』の輪を広げていこう

といった内容で現行の推進編と同様に、事例や取り組み方などを紹介する内容となっております。

以上が都市景観形成マスタープランの見直しにかかるご説明となりますが、最後に今回の見直しの要点をお示しします。

要点は3点と考えております。

まず1点目として、計画編については継続して取り組むものとし、その内容について、関連施策との整合等の時点修正を行います。

2点目は、推進編の重点施策の見直しでございます。これまでの10年間の重点施策について、一層の推進を行うこととし、次の10年間の計画期間においては、これまでの重点施策に新たな視点を加えた設定を行いました。また、これまでの段階的に取り組む形式から毎年度ブラッシュアップしながら継続的に取り組む形式へリニューアルを行いました。

次に3点目として、重点施策の見直しに合わせ、より適切な進捗管理を行うため、指標を充実させました。

以上で豊中市都市景観形成マスタープランの見直しについてのご説明を終わります。

会長

ただいまマスタープランの計画編と推進編の2つ併せて素案を説明していただきました。

皆様のご意見をいただくわけではありますが、まず、計画編から何かご指摘やご質問があれば、お願いしたいと思います。計画編は、基本的には継続だということで、送っていただいた資料を拝見しますと、部分的に差し替えてある。文言の変更とか、あるいはこの10年間でやられた成果を資料として入れられてるという、そんな感じの変更のように私は受け止めました。

それから、SDGsというようなことが前回のマスタープランから大きく社会状況の変化ということで、SDGsに対応した一つの景観マス

タープランというようなことが書き込まれてございました。その辺の変化で、あまり新鮮味はないと言ったら失礼ですけども、むしろ推進編のほうでいろいろ変化が、修正があったように思いますが、とりあえずは計画編のほうから少しご意見をいただけたらと思います。

私の画面では、手を上げていただいても、全体の委員の方が一覧で出てこないのので、事務局、手を上げていただいた方の委員をお知らせください。

事務局

承知しました。

会長

委員、どうぞ。

委員

計画編のところでの質問なんですけれども、推進編のところ、「うつろう景観」に関心を持ってもらうという話が出てきたんですけれども、計画編のところ、どれぐらいの景観がどのようにうつろっているかということの検証はされないのでしょうか。百景にある景観でも、今見ると、変わっているところが随分あると思うんですけれども。特に街道沿いであるとか、歴史的な景観については、守られるところもちろんあるんですけれども、随分変わっているところがあると思うんです。景観としてね。個体ではなくて。そういうことの検証というのは、今回はされないんですか。

会長

景観資源の維持という、そういうことについての基本的なスタンス。変更されてるものはたくさん、何とは言いませんが、うつろってるものって、非常にいい表現をされておられましたけども、そういうもののいわゆる戸籍調べといいますか、現状調べといいますか、そういうものについては、10年間の中にはちょっと伺えなかったように思えますが、いかがでございましょうか。

事務局

今回、見直しを行うに当たり、景観としてどのように変わったかという検証は行っておりませんが、景観につきましては、守っていくものと、変わっていくことでよくなっていく景観もあるということで、「うつろう景観」というのを今回新しく推進編のほうに書かせていただいて、市民のみなさんに景観に目を向けていただいて、こういう景観をずっと守っていったほうがいいのか、建物の更新などで景観が変わっていくということに対して、変わってよくなったなというものと、いや、守っていったほうがよかったよねなど、そういうところに意識を向けていただきたいなというところで、今回のプログラム等を進めていきたいと考えています。

会長 ありがとうございます。私もその点で4つの基本コンセプトが計画編の中にございましたが、「まもる」「そだてる」云々で、要するに、壊れたものはどうするのという話なんですよ。世界遺産でも壊したものは危機遺産で登録抹消という、そういう行為が世界遺産の中にもありますけれども、この豊中市の4つの「まもり、そだてる…」といった、当初、国の方針と何か併せてって、ちょっと今データが見られないので分かりませんが、4つありましたね、事務局さん。

事務局 「まもる、つくる、そだてる、いかす」です。

会長 「まもる、つくる、そだてる、いかす」ね。そこの中に修正するといえますかね、繕うといえますかね、再生するといえますかね、そういったような概念はないということを委員は指摘されたんじゃないかなと勝手に思いますけれども。その辺の修正は、委員、私が勝手に言ってますが、どうぞ、補足してください。

委員 私の思っていることは、例えば住宅地の景観をよくするというのは、住民の方々の地域価値向上につながったり、直接的に地価につながったりするので、頑張られるというのはすごくよく分かるんですけども、それだけの理由ではないと思いますけど。豊中市にとって大切な景観というのは、どれもこれも建て替えて、経済活動によって成り立っていく方向が必ずしもいいわけではなくて、踏みとどまらなければいけないこととか、守らなきゃいけないことがあると思うんですけど、それってなかなかその所有者のほうからは声が上がらないもので、周りから相当の力で言わないと、個人財産ですので、なかなか難しい、守るのが難しいと思うんですけど、やはり行政としては、ある程度そういうものを守るという姿勢を、住民任せでなく、そろそろやっていかないと、難しいんじゃないかなと思っているということです。

会長 それは「まもる」という中には入らない、入ってるんですか、入らない。つまり……。

委員 ここの文章を見ると、「まもる」というところから「そだてる」というところに歴史等の景観って一応言葉としては入ってるんですね。それを実際にどうですかという検証はしないのですかということです。

会長 既に指定したもの、あるいは保護対象にしたものに対する働きかけではなくて。

委員 保護対象にもしてないような。

会長 まだね。

委員 百景に出てくるような景観で、これだけなくなったねという、それは市民に見てもらわなくても、行政がやっても、検証はできるので。例えば百景で何がなくなったのかとか、そういうことって公表はしないんですかということも含めて。

会長 取りあえず百景という対象、地区に対しての働きかけの話に限って、今のご指摘ですね。

委員 はい、一つはそうだと思います。

会長 事務局、どうですか。

事務局 守っていききたい景観について、例えば歴史的な建造物というところなどにつきましては、計画編では、考え方として、保全に努めることなどを書いていて、具体なところがないというご指摘かとは思いますが、そういったところにつきましては、担当部局のほうで、保全活用計画というのを作成しておりまして、どうやって守っていくのか、活用というところも含めて計画を作成し、それに基づいて取り組みを進めていくというように、本計画では、景観に関する大きな方向性とか考え方というのをまとめさせていただいて、個別の分野ごとの施策や計画の中で、具体的にどうやって守っていくかというところを検討する、その際には景観部局として意見等を入れさせていただいて、連携しながら進めていくという形で進めています。

景観行政としては、住宅のまち並みを守っていくための重点地区の指定であったり、都市景観形成建築物等の指定など、そういった制度の活用というところを引き続き進めていきたいと考えています。

会長 事情はよく分かりました。けれども、要するに、ここでご指摘の点は、10年たって、今後10年の新しいマスタープランをつくるに当たって、過去10年にわたった景観行政の成果なり、宝物をもう一度モニタリングする必要があるんじゃないか。特に重点地区とか、地区指定にしたところについてですね。そこで守ってきたものが毀損されてる可能性があるよと、そういうご指摘があったので、計画編の中に、そういうモニタリング的なことを今後10年にわたって、また考える必要があるのでは

ないか、そんな意見としてまとめてみたいと思うんですが、どうですか。

要するに、計画編ですから、これ。今後のアクションにつなげていかないといけない、そういう言い方として委員のほうからは、地区指定したものに対するモニタリングはするんですかという、壊れたものありますよという話。

事務局 事務局からよろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

事務局 都市景観形成推進地区であったり、景観形成協定地区につきましては、推進編のほうでちょっとご説明させていただいたんですけども、指定から10年近くたっている地区等もございますので、この次の10年間におきましては、各地区に意識調査というものを実施していこうと考えております。今のルールで問題ないのか。やっぱり変えていきたいとか、これじゃあ守れないから、もうちょっと厳しくしたいよとか、そういう意見があるのかないのかというところを今後やっていって、課題把握には努めていこうということで今後考えていくところでございます。

会長 ということで、委員、いかがでございませうか。

委員 私が言いたいのは、住宅地の話ではなくて、先ほどおっしゃった今西家は単体として教育委員会とかが守られたりするとは思いますが、その周辺の環境、あそこは田んぼがあったり、田んぼの中に木が立っていたりとか、そういう環境の歴史的な環境とか、能勢街道の環境とか、とよなか百景にあるような歴史的な環境を守るような動きは、今度もあまりないなと思って見ているんですけども、そういう計画はつくる予定はないということですか。

事務局 事務局から発言させていただきます。

会長 どうぞ。

事務局 今、委員がおっしゃっている、いわゆる景観資源的なところ、今西氏屋敷でございまして、名勝西山氏の庭園等もございませう。そういったところの保存というのはよく分かる。でも、その周辺の部分、そこにおいてだんだん広がりが見えていかなければならないのではないかと、ところでのご指摘というふうにな、受け取ったわけでございます。

然、こういう拠点的な整備というのは、行政としてやっておくところだ
と思います。その中で、行政のこの拠点的な整備をやっていく中で、周
辺の住民さん方の意識、ここをじゃあこうしていこうかというような意
識づけをしていこうとする際には、やはり今取り組んでおります市民へ
の意識の高まりというのがまず必要かというふうに考えております。

そのほか、景観資源各所、例えば高校野球発祥の地であったり、もし
くは失われた能勢街道沿いの道標であったり、そういった大事なものと
いうのが、個々にありますが、そういったところにおきましては、いわ
ゆるまち歩き等を通じて、若い世代、またそれをご案内いただくNPO
の歴史と文化の会の皆様方にいろいろご説明をいただきながら、意識を
醸成していったらというふうに考えております。

まずは、その拠点的なところの景観を行政としてはしっかりと取り組
んでいながら、周りの意識も含めて高めていけるような形になればと
いうことで、今回はその意識の向上というところで進めさせていただ
いておるところでございます。

会長

いや、ご趣旨は、説明はよく分かるんですが、委員のご指摘は、この
計画編の中のどの部分に今おっしゃったようなことが具体的に書かれて
るのかという、その点からちょっと説明していただきたいんですが。私
が思うに、計画編の2ページの最後のほうに、少しSDGsという項目を
入れておられますが、その間に、10年間の成果の中に、今おっしゃった
景観資源周辺地域の変化に対応する新たな施策というものが出てくるん
ではないかと。ちょっと大げさに言うと、そういうことになるんです
が、そこまで言わなくても、守るという言葉の中に入ってるよというよ
うな解釈でも成り立ち得るかなとは思ったんです。より具体的に言う
と、今、事務局の方がおっしゃったようなことがどこに書いてあるの
と、そういう点でちょっとお願いします。

事務局

計画編の17ページのほうに、将来目指すべき姿というところを拠点景
観などという形で、こういうところを大切にしていきたいというのを示
しているところがございまして、拠点景観の歴史・文化系というところ
におきまして、市の考えとして、“歴史・文化資源の周辺においては、歴
史的なたたずまいや雰囲気損なうことのないよう、景観上の配慮を促
します”ということで、計画編の中で記載してる具体的などころとい
いますと、こちらで書かせていただいている内容と考えております。

それをじゃあどのようにやっていくのかというところかとは思って
すけれども、まずはこういう考え方を市として発信して行って、例えば
今西氏屋敷であったら、そこだけが守られていても、周りが変わってし
まったら、雰囲気が変わってしまうというところなど、市民の方に意識

していただけるよう働きかけていきたいと考えているところでございます。

会長

今、ちょうどこれ、資料が出てますから、17ページの最後の白丸、“歴史・文化資源の周辺においては、歴史的なたたずまいや雰囲気や景観を損なうことのないよう、景観上の配慮を促します”とありますね。これはこれで結構なんですけど、この10年間の間に、これに歴史・文化資源に限らなくて、何かこう周辺、毀損された部分があるんじゃないかと、そういうことについては、どういう計画なんですかということですね。“損なうことがないよう景観上の配慮を促します”ですが、もう損なってしまったものをどうするんだという話です。という文書訂正が必要ではないかと私は個人的には思いました。

事務局

損なってしまった部分への取り組みというところでございます。損なう中においては、民間の経済活動による損ない方、もしくは都市計画による、“損ない方”と言うのが適切かはわからないんですけども、そういう形でなくなり方等々が考えられると思います。なかなか民間の経済活動の中において、損なっていくというところをしっかりと止めるというような方向性になった際に、やはり、私ども景観行政部局としては、普遍的な取り組みでございしますが、景観の届出の中で、何とか以前の風景が残らないかというようなところを持ちながら、ただ変えるということに対して、駄目だよというところまではいかないので、何とかその風景が感じ取れるような景観にできないかということは、助言としては取り組んでいるところでございます。

一方で、公共施設の整備等につきましては、損なうという言い方がいいのか別で、それぞれやはり行政として必要なものもございします。そういった中においては、当然景観部局といたしましては、そこについての考え方というのは、しっかりと持つように、助言させていただきながら取り組んできているところでございます。

なので、これにつきまして、いわゆる毀損したものに対する復活、もしくは毀損していかうとするものに対する行政としての在り方という二つの側面の中においては、今申し上げたような内容で取り組んでいけたらなというのは、これは継続的にやっているところでございますが、引き続きやっていきたいというふうに考えているところでございます。

会長

そんなような、ちょっと限界のある対応の仕方にならざるを得ないということですが。ここでは、推進編のほうの課題になると思いますけども、少なくとも、そういう変化したものに対しての基礎資料ぐらいはつくって、そこを直せとは言えないにしても、オープンにして世間に訴え

るとかというのが一般的なやり方としてあり得ると思いますが、少なくとも資料をつくれというのは、そういうことが推進編のほうで問題にされてもいいのかなという気がするんですが、委員、いかがでございますか。

委員

はい、もう、なかなか伝わらないので、もういいんですけども。なかなか一般の方々に、例えば子供たちに歴史的なまち並みを見せて、そのうちにみんな守ろうねなんて思うというのを待っていると、どんどん潰れるというのが今の現状なので、歴史的なものを守るというのは難しいですけども、今のやり方ではきっと守れないだろうなというふうに思います。経済活動がどんどんやっぱり行われますのでね。

会長

また推進編のほうのアクションとしてご提案をお願いします。

委員

はい。

会長

委員、どうぞ。

委員

計画編、推進編にもちょっと関わる話なんですけれども、先ほど委員が言われたようなことと同じような話になるんですが、やっぱり10年間やられてきた取り組みと、その評価といいますか、検証というんですか、それがとても大事だと思っておりまして。私も豊中市に住んでおりますけれども、周辺を見ても、ものすごく風景が変わったと思っています。ですから、そのあたりのところをどう踏まえて、あるいはどういうふうに評価、検証して、それを今後の計画とかに取り入れていくのかと、そういった視点がもう少しあってもいいのかなというふうに思っております。

具体的に言うと、例えば、地域特性を生かした景観づくりみたいな話は従来から言われておるんですけども、特にこの10年間で著しく変わった地域が幾つかございますし、一方で、例えば玉井町みたいなところで、景観計画の当初にその景観の維持保全を検討すべき地区というふうな捉え方がされたところが、この10年で本当にそうなったのかということとか、そんなところを、もう少し踏み込んで記述した上で計画としてどうあるべきかみたいなことを書かれる視点もあってもいいのかなと。

それから、もう一つ、行政間の連携が、これも当初からなかなかハードルがあって難しいと言われてたことの一つなんですけど、これも10年間で幾分変わったところもあるのではないかと考えておりまして、そういったところも、今後の方向性も含めた記述があってもいいのかなと思う

ところでございます。

それと、もう一点は、景観スタイリストというのを発足されて、推進編の資料によりますと、現在37名でしたかね、いらっしゃって、今後500名に拡大するという計画になっておると思うんですけど、この景観スタイリストの方の具体的な活動をもう少し分かるように評価されてもいいのかなと思ってて。例えば、景観形成推進地区の中でそういう方が具体的にいらっしゃって活動をされてるのかとか、ちょっとここだけではなかなか、人数だけは分かるんですけど、具体的にどういう活動と、その効果が見えてきてるのかとか、そのあたりがもう少し見えると、より動機づけにもなるし、計画論としての役割も高まるんじゃないかなというふうに思って、ちょっとそのあたりを少し、全般的に大きく変える話じゃないと思いますけれども、少し加味されてはいかがかなというふうに思います。

会長

ありがとうございます。3点ありましたけども、1点目の10年間の成果なり、総括の仕方について、もう少し振り返りをやることは必要、いいことだということなんですが、その点に関していかがでございますか。計画編の中に10年間振り返りの何かこう積極的な位置づけを反映させる手だてというのはありましたかというご質問で。事務局、いかがですか。どうぞ。

事務局

10年間の取組評価につきましては、推進編のほうに書かせていただいているところでございます。まず、1点目として、具体例として、地域特性を生かしたまちづくりのご意見があったかと思うんですけども、地域特性としまして、南部、北部とか、それぞれ特徴があります。この10年間で特に大きく進んだところとしまして、北部、ニュータウンのところはほぼそうなんですけれども、戸建て住宅地の良好な住環境を守っていくというのを、法的な根拠を持たせるということで、都市景観形成推進地区の指定について、住民発意で地区を指定して景観を守るということに取り組んでいるというところがございます。

2点目として、行政間の連携というところにつきましては、景観形成推進地区の話になってしまいますけども、大阪府さんが大規模な府営住宅の建て替えとかを行う際には、市のほうから働きかけさせていただきまして、協議をさせていただいて、単なる建て替えではなくて、周辺環境に配慮したような建て替えをしていただけるような地区計画や都市景観形成推進地区を指定させていただいたりということもさせていただきました。

また、屋外広告物の許可業務等についても、近隣市や、大阪府との情報共有等の連携をしているところでございます。

続いて、景観スタイリストなんですけれども、景観スタイリストというのを、すみません、説明の中で飛ばしてしまっているの、分かりにくかったかもしれないんですけれども、実際にすごい取り組みをしている方が景観スタイリストということではなくて…すみません、資料でお示しします。

今、画面共有させていただいたんですけど、こちらが推進編の景観スタイリストの活躍推進のところを書かせていただいている資料になりまして、景観スタイリストというのは、特別な人ではなく、身近な景観を楽しんだり、いいなと思ってくれる人、それも景観スタイリストということで、市民や事業者、みんなで良好な景観をつくっていく、いろんな人が景観に関わってもらい、その人たちをひっくるめて景観スタイリストというふうに考えてます。

今回、ステップアッププログラムというところで、景観スタイリストというのが幅広く、楽しむ人のような入り口部分の方から、実際にまちづくり、ルールをつくっていくような活動をしていただく人、それぞれいろんなレベルがありますので、それぞれに向けたプログラムをつくっていくということで、まずは入り口でこんな良い景観があるんだということを知ってもらい、次、それじゃあ増やしていかないと駄目だよねとか、守っていきましょうよとか、みんなで考えたりというところをステップアッププログラムで提供していくというところで考えております。

なので、今37人という形で、今年度の数字、仮数値なんですけれども、お示ししているのも、今年度であれば、中学生のまち歩きを実施しているんですけれども、そういうところに参加していただいた方の人数でございます。プログラムを修了してもらった方の人数を把握していくことで、実際にスタイリストとして将来的にはまちづくりに取り組んでいただけるような方々がこれぐらい、というところの数字を測っていくものとして設定している指標になりますので、今、実際具体的に取り組んでいる人が37人いるという数字ではないというところでございます。

事務局

ちょっと補足させていただきます。まず、どこが守られたか、どこが変わってきたのかということをもう少し計画編でお示しいただいてもいいのかなというようなご意見をいただけたかと思っております。その上で、資料5-1の推進編のほうにはなるんですけれども、36ページ以降でございますが、ちょっと今、画面共有は後ほどさせていただきますけれども、10年間の取り組み、まちなみの変化というところでございます。こちら、36ページになります。

今、ご覧いただいているところでございます。10年間のまちなみの変化というところでのご紹介という形のページをつくらせていただいております。また、それ以外に、現状でも進んでいます重点的な地区の取り組み

といたしまして、61ページでございます。こちらのほうで景観形成協定地区、それから都市景観形成推進地区、地区計画、建築協定等の、緑地協定も含めて、ご案内を申し上げてるところでございます。

計画編ではないんですけれども、それに従って、これまでの取り組みということで、資料編ということで、推進編のほうで取りまとめさせていただいておるところでございます。

会長

ありがとうございました。委員の質問かご提案に対しては、少し整理すると、計画編では3点に関しては述べていないということかと思えます。それをむしろ推進編のほうで部分的には取り上げて、今、ご説明いただいたような形でエピソードをつくってございますという整理ですね。しかし、それでいいのかということですね。計画編の中では、例えば行政間の連携という新たな、今後10年間の課題にはならないのかというご質問であつたらうと思えます。景観スタイリストに関しては、要するに職能をはっきりしてないものを今後10年間、計画編としてはどうするのと、そういうようなご指摘になろうかと思えますが、政策として計画編の中でこの委員の3点は出てこないということにどうもお答えいただいたように。推進編の中に入ってくると、そういう整理で、委員、よろしゅうございますか。

事務局

事務局よりよろしいでしょうか。

会長

どうぞ。

事務局

説明が下手で申し訳ございません。

会長

違いましたか。

事務局

計画編の中でも、関係団体との連携については記載させていただいております。都市景観形成に向けた体制ということで、関係団体、府や近隣自治体等をはじめ、市民、事業者、NPOとかの団体さんなどとの取り組み、連携につきましても、連携しながら都市景観形成を進めていきますというところを書かせていただいています。

会長

何ページですか。

事務局

画面共有させていただきます。計画編の53ページです。こちらのページが都市景観形成に向けた体制ということを示しているところになっておりまして、まず、本審議会が書いてありますけれども、専門家・団体

でありましたり、庁内体制、あと、関係団体との連携というところで、大阪府さんであったり、隣接市さん、近隣の自治体さんとの連携、そして、市民、事業者、NPOとの連携というところで、それぞれ、本市・行政だけではできないところがございますので、いろんな団体さんと連携していくという考え方はお示しさせていただいております。

あと、地域特性を生かしたまちづくりにつきまして、さっきの重点的な地区の景観形成、推進地区の指定の考え方につきましても、こちら、計画編の45ページなんですけれども、重点的に取り組む景観形成ということをこちらでご説明させていただいております。

基本的には計画編は変えないということで、今回、変更点をメインで説明させていただいております、計画編の説明が少なくなり大変申し訳なかったんですけれども、基本的には計画編に書いていることを具体的に進めていくということで推進編を作成しているものでございます。

会長

つくるほうはそうおっしゃいますけどね。計画、こういうのは文章になっておるのが全てですから、やっぱり誤解のないようにしたいと思いますが、今の最後の重点的な地区の取り扱い方については、増やしていくということは結構なことで、それはそれで10年間、今後の取り組みで計画編に書いていただいてよかったかと思います。しかし、今までの議論を集約しますと、要するに、風景という、ちょっとふわっとした景観からすると、重点地区などについても、今までの10年間のありようですね、これを少し整理を、モニタリングという言葉はよくありませんが、壊れたところがあるよというようなことに立って、新たな政策を考えるという。新しいものを指定する以上に、既に獲得したものを維持していく、守るということでもいいんですが、それを入れたらどうでしょうかということに尽きるのではないかなと思います。

ここで結論を出す必要はありませんので、一応審議会の意見ということで取りまとめさせていただきたいと思います。

それから、行政間云々は、書いてあるから、それはそれでいいとして、景観スタイリストについても、推進編のほうにお願いするというところで、推進編の中身でいろいろご議論を、これから意見をいただきたいと思います。ということでよろしゅうございますか。計画編は少し、一応置いておいて、推進編のほうに関しまして、ご指摘、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

最後、説明いただいたのは3点につきまして、意識向上とスタイリストと重点地区の維持といいますか、増加と、そういうことで新たに設定していただいたような形でございました。

意識向上と活躍推進、スタイリストの、そして重点的な地区の推進、これは継続だとおっしゃいますが。毎年、毎年、PDCAのサイクル

を、これは新しくするんだということですね。それから、指標を設けますよということが柱になってございますが。

どうぞ、各委員、どこからでも結構ですが。委員、どうぞ。

委員

景観スタイリストの活躍推進というふうに掲載してるんですけども、先ほど事務局からのご説明で、景観スタイリストというのは、あくまでも、どちらかという、そういうふうなことに興味を持っていただいた方々というか、言わばファンのような方々というふうには私、ちょっと認識したんです。これはちょっと意見なんですけれども、ファンを増やすという、興味を持たれる方を増やすというのはもちろん大事なことなんですけど、この施策を推進するためには、ファンだけではちょっと弱いのかなというふうに感じてます。景観スタイリストという意味合いで私が捉まえてるのは、もうちょっと専門的というか、そういった知識があたりになってたりとか、それなりの思いが、強い思いがあられたりとか、そういった方々というイメージなのかなと思ってたんです。ですので、入り口で広く、たくさんの方々に興味を持っていただくのとはまた別に、コアスタイリストみたいな位置づけの方もいらっしゃらないと、なかなか推進ということで求心力を得られないのかなというふうに感じてます。これ、単なる意見ですので、ご参考いただければと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。事務局さん、スタイリスト、割とファンだけじゃなくて、何かこう一級のスタイリスト、二級のスタイリストが要るんじゃないかという、言葉は別にしまして。いかがでございませうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。今回、まずは数を増やしていこうということで考えていることで、ステップアッププログラムの中でちょっとずつ、もうちょっと知識を蓄積していただけるようにとは考えておりますけれども、まず幅広く、小学生とか中高生とか、そういう若い世代の方にも景観に興味を持っていただきたいなというところを考えております。

おっしゃっていただいたように、将来的にもっとこういう数が増えてきたときには、もうちょっとレベルアップというところもあるのかなと思いますので、参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

会長

委員、どうぞ。

委員

今の話に関連してなんですけど、私も興味を持つだけだと、ちょっと

弱いかなというのがあって。段階的に知識を増やしていくというお話もありましたが、実際に活動を行うというところまでするような誘導みたいなのも必要なんじゃないかなと思ってまして。もう少し、何ていうんですかね、せめて維持管理をするための清掃とかというところもやっていきますよというような、やってみようかなと思わせるような何かプログラムとかというのがあったりとか、それをスタイリストの知識の中にも入れていくということは、行われてたりとかするんでしょうか。

会長

ありがとうございます。事務局、これだと、今までのスタイリストの規定だと、何かイベントに参加した人で、ちょっと整理して景観について意見のある人はなれるという、何かそんな感じのイメージなんですけど、どうでしょうか。もう少し職能を具体化したほうがいいんじゃないかというような、そういうご意見かと思いますが。

事務局

具体的な取り組みというところでございます。こちらにつきまして、先ほどもちょっとお話し申し上げたところではあるんですが、例えばこれまでの中高生まちあるきでは、NPOの歴史と文化の会という方々にいわゆる地域の景観資源的なところを中学生や高校生にご説明いただきながら理解をいただく、こういった活動をしてるんだよというようなところも、ご案内いただいているところでございます。

また、清掃活動におきましても、「とよなか美はり番」というような取り組みを自治会単位でやってるところもございます。そこへ子供が入っていく機会があるのかということ、そこはまたちょっと至ってないというところがございますが、そういったそれぞれの地域の活動というのは行っているところでございます。ただ、今回、そのあたりが非常に見えにくいということもありますので、先ほどちょっと指標のほうの充実というところでご説明申し上げたところではございますが、画面共有させていただきます。推進編の20ページになります。

こちらの一番下側なんですけれども、景観に関する催しにおいてということでございます。催しを通してあなたのまちの景観をよくするために身近にできることをやってみようと思いましたがという質問に対し、そう思う、どちらかといえばそう思うというような回答をした割合を増やしていったらというふうに考えているところでございます。これらの数値を確認しながら、それぞれ取り組むプログラムにおいて、景観まちづくりへの参加意欲等も促していったらなというふうには考えているところでございます。

会長

ありがとうございました。委員、どうぞ。

委員

今の問題と同じことなんですけれども、とよなか・歴史と文化の会に私

も所属していたんです。今、ちょっと活動停止してるんですけど。そこだけに任せておくということだったら、かなりエリアが限られてるんじゃないかなと思います。小学生とか中学校とかの人たちも集めてされてるんですけど、やっぱりそのエリア、庄内地区とか、能勢街道沿いの学校とかに限られてたような感じがするので、もうちょっと市のほうでも、そういう試みというか、まち案内人の養成講座みたいなのをされてみたいに、そういうスタイリストの人たちの講座とか、もうちょっと専門的に養成するような講座みたいなのをつくられたらどうかなと思ってます。地区計画なんかでも、そういうことに意識のあるところだけが関心があるというのじゃなくて、市のほうからもうちょっとそういう関心を持ってもらうようなことを啓発されていったほうがいいんじゃないかなと思いました。

会長

はい、ありがとうございます。今のご三者のご指摘と事務局の答えを合わせますと、どうも景観スタイリストという非常にいい言葉なんですけど、これがふわっとし過ぎてて、中を厳密に見ていくと、景観イベントの参加者のことを皆、景観スタイリストとって呼びたいというふうに感じられました。それはそれでいいんですが、関心のある人ね。もう少し今の委員の期待は、積極的に引っ張って、景観づくりを引っ張っていただける人たち、できる人たちになってほしいと、景観スタイリストという言葉がですね、というような概念規定みたいなところに少し次の10年間は考えてもいいんじゃないかという、というようなご提案をしたいと思いますが、事務局、いかがですか。

事務局

大変参考になる意見をいただいているかと存じます。ある程度専門的なご見解をお持ちになられてきた方々に対する取り組みをプログラムをつくっていくというようなお話だったと思います。それにつきましては、今回、お示ししております景観プログラムのジャンプというところが、目標といたしまして、豊中市のうつろう景観を考える、豊中市の景観に対する好感を共感に変えていくこととしており、このプログラムを改善しながら、しっかりと取り組んでいけたらというところがございます。なので、ご参加いただいた方々のご意見も踏まえながら改善していきたいと考えてるところでございます。

一方で、やはり今、かなり地域で活動される方というのは高齢化が進んできていると思います。その皆様方の知識をつないでいくためには、やはり若い世代が入ってこなければならぬ。その若い世代に対しての取り組みというところが、どうしても要るところもありまして、今回、まずホップ・ステップ・ジャンプといったような形での、それぞれの目標に応じた中でのプログラムをしっかりと取り組んでいきなが

ら、意識をつなげていけたらというところでございます。いただいたご意見を参考にしてプログラム等も今後考えていきながら、整理を図っていければと存じます。よろしく願いいたします。

事務局

すみません、少し補足させていただきます。

会長

どうぞ。

事務局

今、まちづくりに関するセミナーというのを、都市計画課のほうで、景観に特化したものではないんですけども、いろんなまちづくり活動をされている方などを講師としてお願いして、広く市民の方に見ていただけるような、いろんなまちづくりの活動の仕方というところをご紹介しますようなセミナーというのを毎年、数回実施しているところでございます。なので、その中でも、今回ご意見をいただいたような少し専門的な内容などというのも参考にしながら、今後取り入れていければと思います。

会長

ありがとうございます。説明いただいたのはよく分かるんですけども、この書かれた文章だけでは、やっぱりもう一つ分かりにくいというのが素直な印象なので、今のポップ・ステップ・ジャンプと景観スタイルの関係なども、もう少し分かりやすく記述していただけないでしょうか。とすれば、非常によく分かりますので。これだけの文章だけで、今説明されたのはよく分かります。だから、今、説明されたような内容を少し素案の中に修正して入れていただくと、ありがたいなと思います。

ほかに、ついでに今のご説明に併せて、関係あるかどうか分かりませんが、毎年の評価がございまして、80%という数字が出てございました。それを目指して10年後にということだったんですが、それと一方、審議会の中で毎年ないし、5年に1回かな、評価をするということがありました。この80%に行くその事前の段階の目標値がどうも出てなかったように思うんですけども、どうやってやるのでしょうか。

事務局

事前の数値というのは、現状がないよという、そういうお話でございませうか。

会長

毎年評価しますと。どっかが。報告をいただいて、4年目に評価しますと。ところが、10年目の80%は、そのときにやればいいんですけど、4年目はどうするの。目標値はないんですか。あるいは、各年度の報告の中に、今年は目標値達成できたかとか、そういう評価はしないんですか。

事務局

基本的に目標といたしましては、景観まちづくりの意識向上というところにつきましては、実施年ごとに、一番上でございますが、130人というふうにさせていただいてるところでございます。

先ほどちょっとまちづくりの意識向上というところにおける数値、今これは事前説明でご説明申し上げてた件数が右側に入ってるんですが、今回、パワーポイントの資料のほうでは200件とさせていただいてるところでございます。これも実施年ということで、毎年この件数というのは、目標にしていきたいなと思っております。

一方で、景観スタイリストの活躍推進、それから重点的な地区の景観形成の推進というのは、これは延べというふうにしております。単純に、例えば景観スタイリストの活躍推進であれば、目標としては、延べ500人でございますので、毎年度50名のステップアッププログラムの修了者数がなければ、達成できないということにはなっておりません。なので、単純に10で割ると、そういうことにはなるんですけども。実施年ごとには、ひょっとしたらそこには、50名に対しては届かないというようなこともあるかというふうには思います。なので、これにつきましては、毎年度というよりも、延べでの最終評価というふうにご覧いただいております。延べはそういうことでお捉えいただければと思います。

続きまして、アウトカム指標のほうのお話でございますが、この市民意識調査につきましては、毎年度ではなく、2年ごとにやっております。そういった中においては、その2年ごとの数値をお示しすることになり、目標の80%に届いていないといったようなところは報告させていただけるものになるのかなというふうには思います。これにつきましては、令和15年度としては、到達として80%を超していけたらと、80%を目標としているところでございます。

続きまして、景観スポットの関心度、それから景観まちづくりに関する関心度でございます。こちらにつきましては、催しにおいて、この数値というのは把握していきたいと思っておりますので、催しを行った際においても、パーセンテージはしっかりと把握していこうというふうには思っております。なので、これにつきましては、令和15年というよりも、イベントを行った年の一つの達成度というパーセンテージでございます。

会長

ありがとうございました。ということは、この審議会では評価するときには、そういう毎年度ごとのデータなり、2年ごとのデータなりで出てくる数字で達成か、非達成かということが明らかになると、こういう前提でいいわけですね。それを基に評価をするという段取りで、最後の最後

に一発でお願いしますという話じゃないわけですね。

事務局 おっしゃるとおりでございます。必ずこの数値は把握して、審議会の皆様にはご報告させていただけると考えておるところでございます。

会長 そうすると、毎年80%って大丈夫ですかという、そういう心配をするわけでありますが、それはいいわけですね。徐々に上げていくという話ではなくて。

事務局 頑張ります。

会長 いや、毎年50人のスタイリストってすごいじゃないですか。よくある過去の例ですと、去年した人がまた来てね、また同じ人だというのは大体想定されるケースなんですけど、新たに50人、新たに50人しなきゃ累計500人にならないからね。いいですか。累計はどういう考え方で。前やった人もカウントするの。つまり、景観スタイリストは、最後の、10年先には、とにかく500人実数としてあると、重なりはないと、そういう理解でいいんですね。

事務局 それにつきましては、ステップアッププログラムの修了者数ということになりますので、例えばホップを受けていただいた方がステップという形になりますと、当然重複というのは出てくるかとは思いますが、ただ、会長がご指摘いただいているところはあるのかなというふうに思いますが、今の考え方としては、そういうことになります。

会長 検討してください。委員、どうぞ。

委員 推進編の中で第1期、第2期ともずっと重点的な地域の推進という項目があるんですけども、第2期でもこちら、継続してという形になっておりますけれども、重点的な地区の景観形成の推進ということは、そういう景観地区を単なる増やすということが目的じゃなくて、その先の保全というところも含めたことだと理解してるんですけど、これは質問ではなくて意見なんですけど、誰がどうやって保全していくのかというような、ある程度の枠組みみたいなのも多少示しておかないと、さっきの景観スタイリストの話じゃないですけど、単なるファンを増やしただけでは、実際にそれを保全していくという力にはなっていないのかなというふうに思います。日常的な活動といいますか、保全活動というのは、誰がどうやっていくのかというところですね。今後、策定をされていくのかなというふうには思いますけれども、それが必要なというふうに思い

ます。

例えば、地域の自治会にお願いするのか、あとは行政の担当部署がやるのか、あるいはまた地域の学校とか、そういうところを巻き込んで一緒にやったりとかするのか、いろんな方法はあるとは思いますが、何かしらの枠組みは必要かなというふうに思います。

それと、さっきの景観スタイリストの話とも関連するんですが、保全というのはある程度定点観測みたいな形でチェックする役割の人、組織なんかも必要なんじゃないかなというふうに思いますので、例えばなんですけど、景観スタイリストの中で、この地域はこの方々というのをある程度チームを組んで、1年か、1年は厳しいかも分かりませんが、2年ないし3年ごとぐらいに、実際にそこに集まるようなイベントをして、景観スタイリストの方々にチェックをしていくということもされたいかがかなというふうに思います。

会長

ありがとうございました。事務局、今の2点ぐらいあったかと思いますが、いかがですか。

事務局

まず、都市景観形成推進地区の指定で、誰が景観を守っていくのかというようなお話をいただいてたかと思いますが、重点的な地区で。こちらにつきましては、その地域の住民さんがいわゆる発意していただくというところの中において、その所有者等の同意が8割というのがまず要件になります。その上で、どういった制限にしたいのかということも、住民さんが考えていただくということになります。それを最終的には景観条例の中で担保させていただいて、都市景観形成推進地区というふうになります。ということで、基本的には、地域の住民さん方が皆様方でルールを決めて、それを守っていくと、そういう仕組みになっておりますので、誰がというところにおきますと、地域の住民さん方ということになります。

ただ、それをして終わりということではなくて、行政といたしましても、しっかりとその取り組みに対する支援というものについては、当然行っていくところでございます。

簡単にお示ししてるところがございまして、推進編の15ページになります。

事務局

こちらの図で表しておりますように、まず、ルールをつくっていきましようというサイクルがあって、計画をつくって、みんなで共有しましようの次には、計画に沿った景観となるように、みんなで守っていくんですよというような、イラストで簡単にはなりますけれども、つくって終わりではなくて、それに合うようなまちづくりというのを皆さんでや

っていく、守っていきましょうねというところを、ご紹介させていただいてるところになります。

事務局

もう一点ですね。景観スタイリストの皆さんに集まっていただいて、何らかのプログラム等を考えてみてもいいのではないかなというようなご提案をいただいたかと思います。今後、そういったプログラムの改善等につきましても、いただいたご意見を踏まえて検討していきたいと思えます。

会長

委員、いかがでした。

委員

基本的には地域の住民の方々に推進するという事なんですが、やはり、先ほど私が申し上げたかったのは、何かしらの枠組みとか、そういったコアな方がいないと、なかなか地域住民で誰がやるんだというふうな大きな力にはならないのかなというふうに、私もいろいろ地域活動の経験上、思っておりますので、そういった設定をどこかでしたほうがいいのではないかなという意見をさせていただきます。

事務局

ありがとうございます。

会長

枠組みということになると、守ることを担う体制、人材なのか、仕組みなのか、お金なのか、そういう枠組み、3つぐらいあるんですけども、今の話ですと、指定に至る過程の中では、一応法定でルートが決まってる。つくった後、それを維持する、冒頭の委員の指摘にもありましたけれども、重点地区を指定した後、それを維持する枠組み、これが実は10年も経てば変わるわけですね、人が、変更したり、社会情勢が変わると。そういう中でどう計画推進をしていくのかという問題が指摘されたように思います。なので、常に何か人材は大変ですね、市は枠組みの外なのか内なのかと、そういう問題があるかと思えますし、地域住民だけでやるのかとかいう問題もあろうかと思えますが。

事務局

よろしいでしょうか。

会長

どうぞ。

事務局

地区指定をした後の中における今後の取り組みということで、いわゆる既存の地区における意向調査と書いてございます。意識ですね、それがどうなのかということは、しっかり把握しながら、その中の想いの継承であったり、そういったものをしっかりとその地区に入っていくな

がら、行政としても取り組んでいく仕組みを今回新たに考えており、既存地区における意向調査の実施地区数を指標として取り組んでいこうというふうに考えているところでございます。

会長

ありがとうございました。それはそれで大いに評価できるんじゃないかと思いますが、冒頭の委員の指摘は、同じことを、とよなか百景についてもやる必要があるんじゃないですかということなんじゃないかと思えます。それまでやるのは大変な作業ですね。重点地区とか、あるいは歴史的な建造物の地区に対しては、一応指定した責任がありますから、そういうことのモニタリングをやられるということは結構かと思うんですが、風景、百景ですね、そういったものは、割と対象が膨大ですから、そういうところもやったらどうですかというお話はいかがですか。

事務局

とよなか百景につきまして、委員からもご指摘いただいたように、惜しいかな、なくなってきてるところもございます。その変遷につきましては、一定確認はさせていただいておるところでございます。その上で、この百景につきましても、その守っていける意識の醸成というところがまず大事だというふうに考えております。もう一方で、豊中市のよい景観、これについては、やはり今後とも取り組みとしてはしっかりと継続してやりながら、豊中にはこんないい景観があるんだなというところをしっかりと発信していけたらというふうに考えているところでございます。なので、直接的な守るといようなところでのご回答になるかどうか、甚だちょっと疑問な部分もあるんですけども、しっかりと新たな百景になるところ、もしくはよいと考えられる景観の発信、これはしっかりとやっていって、市民の共有財産としていけたらというふうに考えているところでございます。

会長

ありがとうございました。推進編の中にどう書き込むか、計画編の中にどう書き込むかは、また別の問題としてあるかと思いますが、一応今のご意見で…。

事務局

委員が挙手されております。

会長

委員どうぞ。

委員

今までの10年も取り組んできて、次の10年へということで、推進編、計画編に対する修正ではないんですが、より重要になってくるかなと思ってるところが、「まもる、つくる、そだてる、いかす」というものの、「そだてる、いかす」というのが、より今後重要になってくるのか

なというふうに思っています。特に、緑分野で行きますと、例えば、農地が農地でなくなるというんですかね、宅地化されるとかということで行きますと、大きな変化であります。農地は農地のままなんです。ぼつぼつと耕作されてないところが出てきたりだとか、場合によっては畦畔、あぜ道等の草刈りがあまり十分でないみたいなどの小さな変化があったりだとか、樹林地も、竹林の風景があって、ところがその竹林が拡大して、また樹木が繁茂して、ということの小さな変化であったりだとか、そうしたことについては、やっぱり「そだてる、いかす」ということが非常に重要になってくるのかなというふうに思います。ですので、この推進編、計画編を書き換えるということではないんですが、より豊中市の景観を知って、仲間と楽しむ、景観の変化に気づく。物がなくなりますと、大きな変化ですので、気づきやすいというふうに思いますが、農地が農地、樹林地が樹林地であっても、その中身が変わってきてるといった景観の変化であったり、うつろう景観を考えていくということが、今後、次の10年は非常に重要になってくる。その意味でも、「そだてる、いかす」ということがより重要になってくるのかなというふうに思います。

それで、豊中市さんではないかもしれませんが、場合によっては、公園が公園でなくなるというんですかね、公園の中で樹林があって、それが繁茂し過ぎて、なかなか皆が近づけないようなところになってますと、小さな変化として、それに対してきちんとみんなで適切な公園の樹木の管理をしていく。さらには、街路樹も、街路樹として植わってるんですけども、適切に更新をしたりだとか、強く剪定をし過ぎないだとか、街路樹は街路樹なんですけども、大きな変化にならないように、適切に守っていくということも必要なのかなと。そういう面で行きますと、豊中市さんは早くに街路樹維持管理方針というのを立ち上げて、更新に努めていく、そんな小さな変化の取り組みを分かってもらうように、ホップ、ステップ、ジャンプが繋がっていくといいなというふうに思います。

ですので、先ほどからちょっと議論になってました景観スタイリスト、景観に興味を持っていただく方々を広く集めていくということは、すごく重要なことだと思いますし、そして小さな変化に対しても皆が気をつけられるようにということと言いますと、もしかしたら、コアになるような方々が必要になってくるというようなこともあろうかと思いますので、景観スタイリストなんかを考える場合には、ファンとしてのスタイリストもそうですし、コアとなる方々の育成みたいなことも進めていければなというふうに思いますので、今後、より「そだてる、いかす」ということが重要になってくるのかなというふうに思っています。緑側から見れば、そんなことを感じています。

会長 ありがとうございます。今のご意見に対して、事務局として何か共感なり、反論なりがございましたらどうぞ。

事務局 反論はございません。「そだてる、いかす」というところ、「まもる」も含めて、「まもる、つくる、そだてる、いかす」、この4つは全部重要な要素というところでの計画編のお示しをした上で、ご指摘いただいた、「そだてる、いかす」というところにつきまして、その視点を持った景観プログラムを考えていけたらなというふうに考えます。

今、これをするというお話ではないんですけど、いろいろご意見をいただいたような取り組み的なところ、そういったこともしっかりと今後検討し、やっていけたらというように考えております。

委員 もう一点よろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

委員 私の意識がちょっと違うのかもしれませんが、「まもる」という言葉の受け取り方なんですけど、我々、自然を扱ってますと、保護と保全の言葉の違い、保護、保存と保全との違いというのをよく議論をするんですけど、保護、保存は、私たちは守るということになって、保全は、守りながら、適切に人が関わっていくというときに保全という言葉を使っています。「まもる」ということを聞きますと、確かにそこに人が介入をして、育てるということが含まれてるかもしれませんが、どちらかというところ、私は保護、保全というふうに思ってしまっていて、保護し、それを保全をしていくということで行くと、ルールを決めて守っていく。加えて、育てていくという言葉は足しとかなないといけないのかなというふうにちょっと意識したものですから。保全ということがなされるのがすごく重要なのかなというふうに思っています。自然を扱うときには、いつもそのことで保護と保全を使い分けてますので、「まもる」と「そだてる」というのが違うのかなというふうに思っていました。意見です。

会長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますが、自然に限らず、歴史的なものについても同じような理論、考え方はあるのではないかなと。

ほかに、いかがでございますか。委員どうぞ。

委員 推進編については、うつろう景観というコンセプトというか、考え方を新たにといいますか、ここで大きく出されたということは、とてもいいことだと思ってまして。やっぱり景観施策をやり始めてもう十数年た

っておりますので、その中でいろいろな経験値が今後に生かすということに一番大事だろうと思っております。そういう意味で、ちょっとお願いといいますか、提案でございますけども、推進編の19ページにあります重点的な地区の景観形成の推進ということで、意向調査というふうなところが上がっております。これもとても大事だと思うんですけども、延べ今9地区あって、そのうち、多分2地区ぐらいは、かなり時間が経過してる地区も含まれてるというふうに思うんですけど、そういうところにつきまして、やっぱり効果の検証と評価をする時期に来てるのではないかなと思いますし、そういったふうなものをうまく情報発信して、実際にこういうルールをつくった結果、まちがこういうふう維持、保全されてる。あるいは変わってきているというふうなところを少しこの中に加えて、そういった分析と情報発信を少し加えていただいたら、よりこういうものに対する認識も深まるのではないかなというふうに思いましたのが一点。

それから、もう一点は、推進編63ページにあります都市景観形成建築物等という、今、2件指定されているんですけど、これは、文化財指定の建築物と、維持、そこで生活したり商売されてる方のお話を聞きますと、とてもお金がかかると。そこがとても辛いとか大変だということをよくお話を聞きますので、公的助成というのは、なかなかすぐに難しいのかもしれませんが、こういったふうなものが指定されていて、こういう価値があって、地域の方にもこんなに親しまれてるとか、そういったふうなもののせめて情報発信をもう少し拡大といいますか、頻度を上げてしていただいて、こういったふうなものに絡めたイベント等も企画とか、できるだけいろいろな方々に知っていただいて。こういうことを保全していこうとすると、端的に言うと、持ち主の方の意識次第だということがあると思いますので、そこを是非そういった価値があるんだという意識が途切れないようにすることがとても大事ではないかということで、そのあたりの施策を加えていただくことをぜひお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございました。2点、ご提案も含めてあったと思いますが、事務局、何かございますか。

事務局

まず、1点目としまして、重点地区への今回、意識調査をやっていく中で、効果評価をして、発信もしてはどうかというご意見をいただいたと思います。今回、意識調査をしていく中では、住民さんの意見を聞きながら、課題を全体的に把握していきたいと考えており、併せて効果の評価というのもしていきたいと考えております。

発信については、これから地区を増やしていくところに、参考になっ

てくると思いますので、ご意見を参考にして、進めていきたいと思っております。

2点目の都市景観形成建築物等の情報発信などの支援についてというご意見をいただいていたかと思えます。

まず、この情報発信としましては、ホームページのほうに掲載させていただいて、どういう建物とか、どういう樹木ですよというところを発信させていただいております。

また、支援としましては、一定、助成というものは用意させていただいているところですが、今ご利用はされていない状況ではございます。

会長

今の2点もやっぱりそうなんですけど、この計画編から継続的に使う、「まもる、つくる、そだてる、いかす」という4つの基本コンセプトが推進編でもベースになってると思うんですけども、10年たって、この4つのコンセプトの間の、何ていうんですかね、重みづけというのはいないんですかね。相変わらず今も「つくる、まもる、そだてる、いかす」が同等ですかと、施策としてですね。あるいは政策として。10年たって、今後10年を見据えるに当たって、例えば今の諸委員のご指摘は、どうも「そだてる」とか「いかす」とか、そっちのほうに少し政策の重点なり重みが求められるような、そういう意見が多かったかに思います。単に「まもる」だけじゃなくて、単に指定して「つくる」ということだけじゃなくて、それ以上に何か「そだてる、いかす」と。これは、まさにそのとおりだと思いますけれども、モニタリングをするとか、あるいは新たに自然の失われたものを戻すというようなことも含めて、結局、「そだてる、いかす」という、「うつろう」という言葉で非常にうまいこと表現されておられますけれども、保存、活用という観点から行くと、活用のほうに少し施策があってもいいのかなと。

というのは、先ほど保存指定されるのは、非常に財政負担であるとか、指定される側の被害者意識があるわけですね。それを乗り越えるために最近よくやられるのは保全、保存、活用なんですね。少し活用して手を加えてもいいから、そこでメリットを見つけて、保存の資金源にしてくださいという、そういうケースが多いいわけですが、保存、活用の利点をもう少し考えて、指定される側の、地区指定される側に少しインセンティブになるような情報発信が要るのではないかなという、そういうこともちょっと思いましたので。この4つの言葉、相変わらず同じように今後10年も同等で行くという、政策重点が少しあってもいいのではないかと、そういう意見を皆さんの指摘を聞いておりました。

それから、もう一つ。先ほどから景観と風景と、風土は別にして。景観、これは審議会ですので、昔から景観10年で風景100年、風土1000年と

という言葉がよく使われまして、景観は10年で変わるよと、変わるもんだと。ところが、風景は100年ぐらいいちますよ、変わりますよと。風土は1000年ぐらいというような、そういう中で、今日の意見は、景観10年は変わるものだという前提に立った今後10年の施策みたいなものをちょっと考える必要があるんじゃないのと。それは「うつろう」ということで表現されてるのは、非常にいいんですが、具体的に何なのという、どこに球といいますか、政策があるんですかという、そういうことと、それから冒頭の風景、名勝百景なんかに出てくるようなところの施策、これは、当景観審議会にはちょっとあまりあることなのかもしれませんが、そこまで考える10年であってほしいという。何かそういう勝手な意見を申し上げたいと思いました。

すみません、お時間が来ておりますが、この先、もう一回、次の段階まとめるんですね、素案を、計画案に。

事務局 委員が挙手されております。

会長 どうぞ、委員。

委員 すみません、市からの返答は要らないんですけれども、結局、どちらの計画にしろ、何にしろ、最終的には豊中市の景観がよくなるのが目的なので、最後のアウトカム指標の中の景観に関する催しにおける参加者の意識調査の3つ目ぐらいに、豊中市の景観はよくなったと思う人の割合というのをぜひ出していただきたいと思います。関心を持っただけじゃ景観はよくなるのでね。よくなったと感じる市民の割合というのを出していただきたいと思います。これは要望です。

会長 ありがとうございます。これはできそうですよね。何か入ってたんではないでしょうか。

事務局 ご意見、おっしゃるとおりだと思います。状況を把握するためにも必要な指標だと考えますので、参考にして、取り入れていくようにさせていただきます。ありがとうございます。

会長 いろいろな意見が今日はお出しておりましたけれども、事務局で少し検討いただいて、次回に最終案が提示されるということですね。今日は時間が来ましたので、ご意見拝聴を終えたいと思います。案件は以上ですが、事務局にお返しします。

事務局 会長、ご進行ありがとうございました。たくさん皆様方にいろいろ参

考になるご意見をいただいたと思っております。これを受けまして、また素案のほうを固めた上でパブリックコメントをさせていただこうと思っております。そういったところで、お時間をいただきまして、スケジュールについてご説明をもう一度させていただきます。

この審議会の後、11月末には素案を確定し、次月、12月4日から12月25日にパブリックコメントを実施します。その後、来年1月末に案を確定した後に、2月8日開催予定の第2回審議会にてご意見をいただく予定としておりますので、ご多忙と考えますが、よろしく願いいたします。

今、画面に映っておる右側の赤枠内が次回の審議会となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局にてウェブ会議を終了させていただきます。委員の皆様方、長時間にわたり、また多数のご意見を賜りまして、ありがとうございました。本日はどうもありがとうございました。

以上